【 料 金 表 】　　令和７年４月１日

● 性能向上計画認定に係る技術的審査

一戸建ての住宅　（消費税込み、単位：円）			
住宅の種別	外皮評価方法		他業務活用（※）
	標準計算	仕様基準、気候風土適用住宅	
下記以外の一般住宅	46,000	28,000	10,000
型式性能認定住宅	33,000		10,000

※「他業務活用」とは当機関における性能向上計画認定に係る技術的審査業務以外の業務を活用し、基準への適合が確認できる場合とする。

共同住宅等（共同住宅、長屋、兼用住宅、併用住宅、その他一戸建ての住宅以外の住宅）　（消費税込み、単位：円）					
住宅の種別	対象部分	申請戸数	外皮評価方法		他業務活用（※）
			標準計算、標準入力法	仕様基準、気候風土適用住宅	
下記以外の一般住宅	住戸部分	1戸	46,000	28,000	10,000
		2戸以上	106,000 ＋ 3,000×申請戸数	53,000 ＋ 2,000×申請戸数	9,000 ＋ 1,000 ×申請戸数
	共用部分	20戸未満	55,000		10,000
		20戸以上	110,000		
型式性能認定住宅	住戸部分	1戸	33,000		10,000
		2戸以上	35,000 ＋ 6,000×申請戸数		9,000 ＋ 1,000 ×申請戸数
	共用部分	－	35,000		10,000

※「他業務活用」とは当機関における性能向上計画認定に係る技術的審査業務以外の業務を活用し、基準への適合が確認できる場合とする。

住宅特記事項

1. 住宅と非住宅建築物の複合建築物の申請の場合は、住宅の料金と非住宅建築物の料金の合計とする。

2. 変更申請に係る料金は、当初の申請で適用された料金に 0.5 を乗じた額とする。ただし、以下に該当する場合はこの限りでない。
   ① 次のいずれかに該当する場合は上表の料金とする。
   - 用途分類を変更する場合
   - 評価方法の変更（標準計算⇔仕様基準　等）
   - 直前の判定を当センター以外の機関等から受けている場合（新規で申請）

   ② 当初の申請料金に他業務活用を適用している場合は、上表における他業務活用でない料金に 0.5 を乗じた額とする。
   ③ 審査を伴わない変更申請については 5,500 円（消費税込み）とする。

3. 適合証の交付前までに大規模な計画の変更を行う場合の再申請に係る料金は、当初の申請で適用された料金に 0.5 を乗じた額とする。

4. 適合証を再発行する場合は、1 通につき 5,500 円（消費税込み）とする。

非住宅建築物　（消費税込み、単位：円）							
対象面積（㎡）	標準入力法			モデル建物法			他業務活用（※）
	別表 分類A	別表 分類B	別表 分類C	別表 分類A	別表 分類B	別表 分類C	
～ 100 未満	146,000	110,000	88,000	88,000	59,000	44,000	10,000
100 ～ 300 未満	176,000	132,000	106,000	106,000	70,000	53,000	
300 ～ 500 未満	193,000	144,000	116,000	116,000	77,000	58,000	20,000
500 ～ 1,000 未満	241,000	165,000	136,000	144,000	87,000	69,000	
1,000 ～ 2,000 未満	290,000	193,000	155,000	173,000	97,000	77,000	
2,000 ～ 3,000 未満	338,000	232,000	193,000	193,000	116,000	97,000	30,000
3,000 ～ 4,000 未満	385,000	270,000	222,000	222,000	144,000	116,000	
4,000 ～ 5,000 未満	434,000	319,000	251,000	251,000	173,000	136,000	
5,000 ～ 10,000 未満	502,000	385,000	290,000	290,000	213,000	165,000	
10,000 ～ 20,000 未満	579,000	464,000	338,000	338,000	251,000	193,000	
20,000 ～ 50,000 未満	675,000	555,000	385,000	385,000	310,000	232,000	
50,000 ～ 100,000 未満	828,000	656,000	482,000	482,000	377,000	290,000	
100,000 ～ 200,000 未満	1,061,000	810,000	627,000	627,000	463,000	373,000	
200,000 ～ 300,000 未満	1,398,000	1,061,000	819,000	868,000	608,000	464,000	
300,000 ～	1,820,000	1,346,000	1,065,000	1,155,000	828,000	627,000	

※「他業務活用」とは当機関における性能向上計画認定に係る技術的審査業務以外の業務を活用し、基準への適合が確認できる場合とする。

非住宅建築物特記事項

1. 用途分類は、別表による。

2. 対象面積の算定は、分類 A と B においては建築基準法の規定により算定する延べ面積とする。
   分類 C においては計算対象となる室の合計面積とする。

3. 用途分類が複数ある場合は、次のとおりとする。
   ① 分類「A」が含まれる場合、分類「A」
   ② 分類「A」が含まれず、分類「B」が含まれる場合、分類「B」

4. 変更申請に係る料金は、当初の申請で適用された料金に 0.5 を乗じた額とする。ただし、以下に該当する場合はこの限りでない。
   ① 次のいずれかに該当する場合は上表の料金とする。
   - 用途分類を変更する場合
   - モデル建物法を用いる場合のモデル建物の変更
   - 評価方法の変更（標準計算⇔仕様基準　等）
   - 直前の判定を当センター以外の機関等から受けている場合（新規で申請）

   ② 当初の申請料金に他業務活用を適用している場合は、上表における他業務活用でない料金に 0.5 を乗じた額とする。
   ③ 審査を伴わない変更申請については 5,500 円（消費税込み）とする。

5. 適合証の交付前までに大規模な計画の変更を行う場合の再申請に係る料金は、当初の申請で適用された料金に 0.5 を乗じた額とする。

6. 適合証を再発行する場合は、1 通につき 5,500 円（消費税込み）とする。

※以上の料金に該当しない場合は別途相談とする。

別表　用途分類表

分類 A	
区分コード	用途
08140	図書館その他これに類するもの
08150	博物館その他これに類するもの
08152	美術館その他これに類するもの
08160	神社、寺院、教会その他これらに類するもの
08170	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの
08190	助産所(入所する者の寝室があるものに限る。)
08210	児童福祉施設等(建築基準法施行令第 19 条第 1 項に規定する児童福祉施設等をいい、前 4 項に掲げるものを除く。次項において同じ。)(入所する者の寝室があるものに限る。)
08230	公衆浴場(個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。)
08240	診療所(患者の収容施設のあるものに限る。)
08260	病院
08370	ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場
08380	体育館又はスポーツの練習場(前項に掲げるものを除く。)
08400	ホテル又は旅館
08480	映画スタジオ又はテレビスタジオ
08530	劇場、映画館又は演芸場
08540	観覧場
08550	公会堂又は集会場
08560	展示場
08590	ダンスホール
08600	個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの

対象外	
区分コード	用途
08010	一戸建ての住宅
08020	長屋
08030	共同住宅
08040	寄宿舎
08050	下宿

分類 C	
区分コード	用途
08310	公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家
08320	建築基準法施行令第 130 条の 4 第 5 号に基づき建設大臣が指定する施設
08340	工場(自動車修理工場を除く。)
08350	自動車修理工場
08360	危険物の貯蔵又は処理に供するもの
08420	畜舎
08430	堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場
08490	自動車車庫
08500	自転車駐車場
08510	倉庫業を営む倉庫
08520	倉庫業を営まない倉庫
08610	卸売市場
08620	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設
08630	農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの
08640	農業の生産資材の貯蔵に供するもの

分類 B	
区分コード	用途
08060	住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの
08070	幼稚園
08080	小学校
08082	義務教育学校
08090	中学校、高等学校又は中等教育学校
08100	特別支援学校
08110	大学又は高等専門学校
08120	専修学校
08130	各種学校
08132	幼保連携型認定こども園
08180	保育所その他これに類するもの
08192	助産所(入所する者の寝室がないものに限る。)
08220	児童福祉施設等(入所する者の寝室がないものに限る。)
08250	診療所(患者の収容施設のないものに限る。)
08270	巡査派出所
08280	公衆電話所
08290	郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号)の規定により行う郵便の業務の用に供する施設
08300	地方公共団体の支庁又は支所
08330	税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの
08390	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これに類するもの
08410	自動車教習所
08438	日用品の販売を主たる目的とする店舗
08440	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗(前項に掲げるもの、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とするものを除く。)
08450	飲食店(次項に掲げるもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とするものを除く。)
08452	食堂又は喫茶店
08456	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。)、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものを除く。)で作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。)又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設
08458	銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗
08460	物品販売業を営む店舗以外の店舗(前 2 項に掲げるものを除く。)
08470	事務所
08570	料理店
08580	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー
08650	田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店又は自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(当該農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。)で作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。)

※その他（8990）は、ご相談ください。